

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <https://www.tsubota-tmb.co.jp/>
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp
 〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アケビ南森町 6F

令和 6 年 2 月 9 日発行

担当：占部・池田

TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

所得税・個人住民税の定額減税

1. 定額減税の概要

デフレの克服及び物価上昇による家計負担の軽減を目的とする「定額減税」が令和 6 年 6 月から実施される予定です。令和 6 年分の所得税及び個人住民税（所得割の額）から定額による特別控除額を控除することができます。

2. 対象者

令和 6 年分所得税等の納税者である居住者で、令和 6 年分の所得税等に係る合計所得金額が 1,805 万円（給与収入のみの場合は給与収入 2,000 万円※）以下である方が対象となります。

※子ども・特別障害者等の所得金額調整控除の適用を受ける場合は 2,015 万円以下

3. 特別控除額

特別控除額は、次の金額の合計額となり、所得税額等を超える場合には、その所得税額等を限度とします。

税目	種別	特別控除額
所得税	本人 ※1	3 万円
	同一生計配偶者 ※1 ※4	3 万円/人
	扶養親族 ※1	3 万円/人
個人住民税 (所得割)	本人	1 万円
	控除対象配偶者 ※2 ※5	1 万円/人
	扶養親族 ※2	1 万円/人
	控除対象配偶者を除く同一生計配偶者 ※2	1 万円/人 ※3

※1 居住者に限る。

※2 国外居住者を除く。

※3 令和 7 年度分の所得割の額から控除。

※4 同一生計配偶者：納税義務者と生計を一つかつ前年の合計所得金額 48 万円以下。

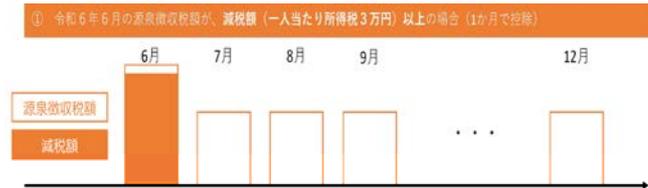
※5 控除対象配偶者：同一生計配偶者のうち納税者の前年の合計所得金額が 1,000 万円以下。

4. 定額減税の実施方法

(1) 給与所得者

①所得税…令和 6 年 6 月 1 日以後の給与等の源泉徴収税額から控除し、控除しきれない場合は 6 月以降の給与等の源泉徴収税額から順次控除されます。

● 6 月のみで控除できるパターン (出典：自民党税制調査会資料)



● 複数月で控除できるパターン (出典：自民党税制調査会資料)



②個人住民税…令和 6 年 6 月の給与では特別徴収を行わないで、特別控除後の個人住民税の 11 等分の額を令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月までの 11 ヶ月で毎月徴収します。

(2) 事業所得者・不動産所得者等（普通徴収）

①所得税…原則として令和 6 年分の所得税の確定申告の際に所得税額から特別控除額を控除します。予定納税対象者については、令和 6 年 6 月の第 1 期分予定納税通知時に本人分 3 万円を控除（控除しきれない場合は第 2 期分から控除）した金額が通知され、同一生計配偶者等分は予定納税額の減額申請により第 1 期分及び第 2 期分の予定納税額から控除されます。この措置に伴い、減額申請期限は 7 月 15 日から 7 月 31 日までに、第 1 期予定納付期限は 7 月 31 日から 9 月 30 日までに延長となります。親族分について減額申請するかどうかは任意となっており、確定申告や年末調整で調整されるため、手間がかかるだけの申請はしなくても問題ありません。

②個人住民税…令和 6 年分の個人住民税に係る第 1 期分（6 月）の納付額から控除し、控除しきれない場合は第 2 期分以降（8 月、10 月、1 月）の納付額から順次控除します。

給与支払者にとっては非常に手間がかかり、対応が困難となっております。年末調整や確定申告で結局は調整することになりますので、6 月の早期給付という点を除き、時期については意味がなく、課税所得が 1,800 万円前後の人は 1,805 万円を超えると減税が受けられず、後で戻すこととなります。なお、非課税世帯等で定額減税の恩恵を受けられない世帯には交付金等による支援が行われる予定です。所得税の定額減税についてご不明な点・ご質問等がございましたら弊社までお気軽にいつでもご連絡ください。